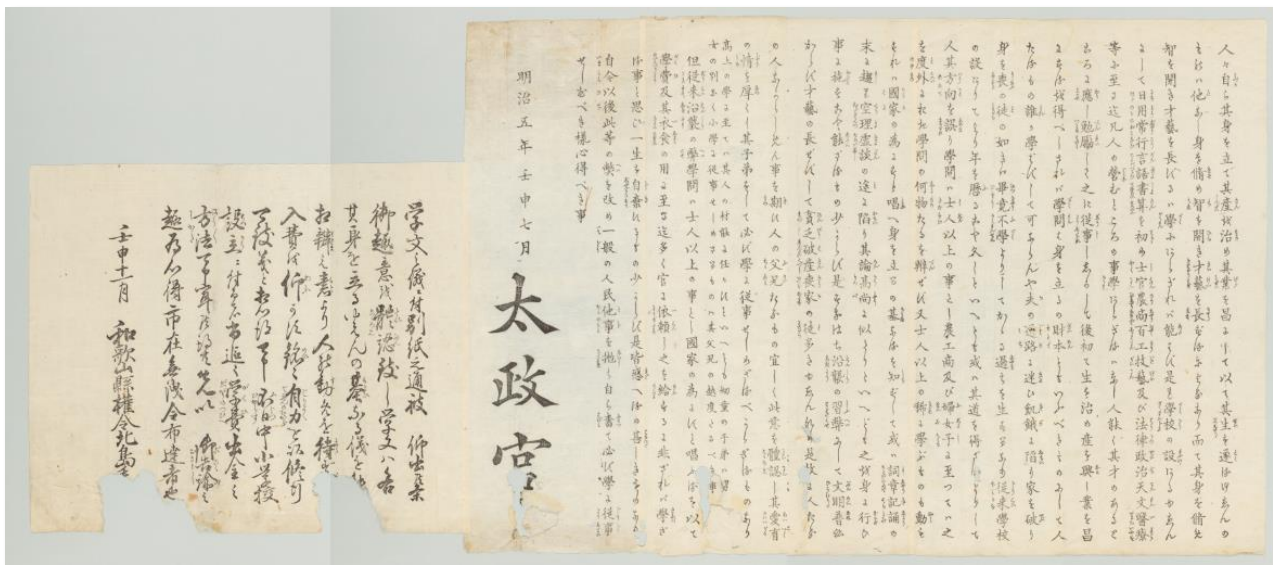


学制の布達 —和歌山県における小学校教育のはじまり—

明治政府は、1872(明治 5)年に学制を公布し、小学校から大学までの近代的な学校制度を定めました。これを受けて和歌山県では、学制を県内に布達し、地域住民の負担による学校設立を求めました。この布達から、和歌山県における小学校教育のはじまりについて見ていきます。

1 資料

【資料】 学制に関する和歌山県布達（太政官布告第 214 号（「被仰出書」）添付）



[* 資料全体のデジタル画像を見る](#)

【翻刻】 ※左側 貼紙部分

学文之儀ニ付、別紙之通被 仰出候条、
 御趣意を体認致し、学文ハ各
 其身を立るゆえんの基なる儀を (能力)
 相弁え素より人の勧めを待はず
 入費を仰かず、銘々泊力を以修行
 可致義と相心得可申、不日中小学校
 設立ニ付而者、尚追々学費出金之
 方法可申聞候得共、先以 御告諭之
 趣為心得市在無洩令布達者也
 壬申十一月 和歌山県権令北島 (秀) (朝)

【意訳】

壬申(明治五(一八七二)年)十一月
 和歌山県権令 北島秀朝

学問のことについては、別紙(被仰出書)のとおり命じられたことの趣意を受けとめ、学問は各々が立身出世するための基礎であることをよく理解し、人からの勧めを待たず、(官に)金銭的援助を求めず、各々自分の力で修行すべきものと心得よ。

近いうちに、中学校及び小学校の設立について、費用の負担方法を通知するが、まずは御告諭(被仰出書)の趣旨を心得るよう、市中・在方に漏れなく布達するものである。

【語句・人名】

- 学文…学問のこと。
- 体認…心に刻み込むように十分会得すること。
- 不日…近いうちに。
- 壬申…干支の一つ。壬申は明治5年の干支にあたる。
- 権令…明治初期の地方長官の職名。各県には県令又は権令が任命された。現在の県知事に相当。
- 北島秀朝 (1842~1877) …第2代和歌山県権令(のち県令となる)。

2 解説

(1) 学制の公布 (1872)

明治政府は、1871(明治4)年に文部省^{もんぶしょう}を設け、翌1872(明治5)年に学制^{がくせい}を公布しました。学制では、特に小学校教育の普及に力がそそがれ¹、6歳～13歳のすべての男女が就学する「国民皆学^{こくみんかいがく}」をめざして全国各地で小学校が新設されました。しかし、性急な教育制度の実施は地方の実情に合わなかったため、1879(明治12)年に新たに教育令が公布され、学制は廃止されました。

(2) 和歌山県における小学校教育のはじまり

①学制の布達と小学校の開設

学制は、1872(明治5)年11月、和歌山県内に布達^{ふたつ}されました。さらに、県は「小学開設心得^{しょうがくかいせつこころえ}」を定め、人口約600人を1小学区とし、当分の間は10小学区ごとに小学校1か所を設け、地方の実情に合わせて運営するよう各区長に指令しました。

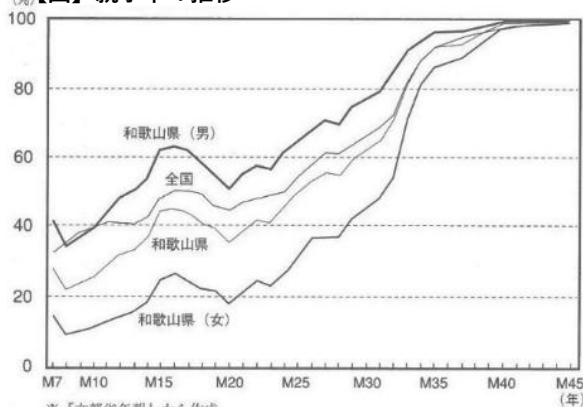
1873(明治6)年1月には、県下初の小学校として和歌山市街の本町^{ほんまち}に始成小学^{しせいしょうがく}(旧和歌山市立本町小学校の前身)が開校し、翌年までに県内で322の公立小学校が新設されました。

初期の小学校の多くは、寺院や民家を借用して開かれ、その費用は地元住民の寄付と家庭から徴収する授業料によってまかなわれていたため、学校の運営は容易ではありませんでした。小学校の授業料は、学制で月額50銭と定められていましたが、現実はこの高額²の徴収は難しく、ほとんどの小学校では月に米1升を集めていただけでした。

②就学率の向上

1877(明治10)年における和歌山県の就学率は26.0%で、全国平均の39.9%に対して低い状況でした。その後、1890(明治23)年に市町村に小学校の設置が義務づけられ、1900(明治33)年に義務教育の授業料が廃止されると、就学率は大幅に上昇します。和歌山県では、貧しい家庭の児童の就学費用を支援したほか、就学率の高い学校に就学旗³を与えるなどの試みを行った結果、1902(明治35)年以後、就学率は90%を超えるようになりました(右図参照)。

【図】就学率の推移



※「文部省年報」から作成。

(『和歌山県教育史 第1巻 通史編I』p.174より転載)

(3) 本資料について

本資料は、1872(明治5)年11月、学制の実施にあたり、和歌山県が県内に頒布^{はんぷ}した布達です。学制の趣旨をわかりやすく説明した「被仰出書^{おおせいだされしよ}」(太政官布告第214号、いわゆる「学制序文」)が添付されています。政府からの命令^{ごんれい}が、権令の北島秀朝^{きたじまひでとも}の名で県内に伝達されていることが分かります。

この布達は、紀の川市荒見の旧家で、明治期に戸長・郡長などを務めた北家に伝わったものです。当主^{きたちゆう}の北長左衛門^{ざえもん}は、那賀地域の有力者として第20番中学区(那賀郡及び伊都郡域にあたる)の学区取締^{がくとりしまり}²や安楽見小学校(紀の川市立竜門小学校の前身)の学校世話係^{わがかり}などを務めました。

なお、この布達はこれまで自治体史などに掲載されたことのない資料です。このほか、北家文書の中には明治初期の小学校の設立や運営費用などにかかわる資料が残っています。

¹ 学制では、全国を8大学区に分け、さらに各大学区を32の中学区、各中学区を210の小学区に分け、それぞれに大学校・中学校・小学校を各1校設けることとしました。すなわち、全国に大学校8校・中学校256校・小学校5万3,760校を設置する計画でした。

² 中学区ごとに地域の有力者10～13名が任命され、小学校の設立・就学の督励・学校経費の調達など、学事に関する一切の事務を担当しました。

3 活用のポイント

- 資料右側の太政官布告第 214 号は、「^{がくじしょうれい}学事奨励^{かん}ニ関スル^{おおせいだされしよ}被仰出書」として、多くの教科書に掲載されており、授業で活用しやすい資料です。ここでは、「学問は身^{たつ}を立^{たつ}るの財本とも云ふべきもの」と学問・実学の重要性を説き、「^{むら}必ず^{むら}邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」という国民皆学の理念などが述べられています。
- 明治初期においては、中央政府である太政官から発せられた命令は、まず各府県へ伝達され、さらに管内に周知するため、区長・戸長などを通じ、文書の掲示・回覧などの方法で一般の住民に伝えられました。本資料から、国の重要な制度改革が、和歌山県権令の布達によって県民に周知されたことが理解できます。
- 本資料では、「^{たいにん}体認」に「^{がくひ}ころえ」、「^{がくひ}学費」に「^{(つ) (こ)}が^(い)つ^(い)か^(い)う^(い)の^(い)つ^(い)ひ^(い)え」、「^{ごこくゆ}御告諭」に「おさとし」とルビ（ふりがな）が振られており、漢語調の言葉を一般の人々にとって理解しやすい言葉に置き換える工夫が読み取れます。

4 出典

- ・和歌山県立文書館所蔵 北一夫氏旧蔵北家文書
整理番号 ケ-12 「①〔学問奨励の布告〕、②〔学問奨励に関する県布達〕」
※文書群の詳細については、「[北一夫氏旧蔵北家文書目録 解題](#)」(PDF) をご覧ください。

5 関連資料・ウェブサイト等

(1) 学制に関するデジタル資料画像

- ・『[学制](#)』（国立教育政策研究所 教育図書館 貴重資料デジタルコレクション）
- ・『[和歌山県史案（第1編）政治部 学制・駅伝・郵便・警保](#)』（国立公文書館デジタルアーカイブ）
…和歌山県における学制実施に関する記録が含まれている国の公文書。明治政府が国史編纂のために明治維新以降の歴史について府県から提出させた『府県史料』のうちの一つ。

(2) 学制に関するオンライン展示等

- ・『[学制 150 年記念オンライン展覧会](#)』（[ジャパンサーチ](#) ギャラリー）
- ・『[学制 150 年一学校がはじまる](#)』（[国立国会図書館リサーチ・ナビ](#)）

6 参考文献

- ・和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近現代 1』、和歌山県、1989 年
- ・和歌山県教育史編纂委員会編『和歌山県教育史 第 1 巻 通史編 I』和歌山県教育委員会、2007 年
- ・粉河町史専門委員会『粉河町史 第 1 巻』粉河町、2003 年
- ・文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972 年
- ・馬場一博「和歌山県における明治期小学校教育の展開（その一）」（『和歌山県教育史研究 創刊号』、2003 年）